地域の防犯対策

「多摩市の自治会等による防犯カメラ等の設置及び運用に関するガイドライン(解説付)」















「多摩市の自治会等による防犯カメラ等の設置及び運用に関する ガイドライン」利用について

1 作成の目的

地域の防犯対策は、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という防犯意識を持ち続け、地域におる助け合いの精神やそれぞれ特性にあったコミュニティを築き上げていくことが重要です。

また、自治会などの地域コミュニティが防犯に関する活動を実施することで、市民が安心感を持つことができ 体感治安の向上にもつながります

防犯カメラは、証拠として映像等が残せるため、犯罪捜査において有効な手段であるとともに、防犯カメラが設置されていることにより、公共の場所に設置した場合は、自らの映像等を撮影されたくない方に対するプライバシーの配慮も必要となるとともに、周辺を通行する方が、防犯カメラが設置されていることにより威圧感を覚えることもあると言われています

このように、防犯カメラには、メリットとデメリットがあり、今後とも、防犯カメラの設置については慎重に 議論することが必要であると考えております。

地域における防犯対策は、自治会などの地域団体・PTA・市町村・警察などが協働して活動するとともに、高齢者や子供の視点を取り入れるなど、多様なチャンネルを使い、地域コミュニティを形成することが重要であり、その一助として防犯カメラの設置があることが望ましいと考えられることから、この「地域の防犯対策」を地域における防犯活動の参考としてください。

2 以下のような時にお使いください

- ・自分たちのまちに防犯カメラの設置を検討する時
- ・自治会費等だけで防犯カメラの設置を検討する時
- ・地域の総会等で話し合う時

3 注意事項

- ・設置について賛成派と反対派の対立を解くことは非常に難しいため、設置をする場合は圧倒的多数の合意と反対者の理解・共感が必要です。単純に多数決などで決めることは避けましょう。
- ・多摩市が所管する道路や公園等において、自治会等へ占用許可は出してないため、設置する場合は、多摩市防 犯カメラ設置協議会との連携が必要になります。
- ・市からの補助金はありません。

※防犯カメラを設置するとなった場合には、このガイドラインを参考にしていただき、設置や運用のルールづくりにご活用ください。

地域の防犯対策フロー

※地域の安全安心は、地域コミュニケーションが大事です。 ※きれいな地域、ごみのない地域は不審者が発生しにくいです。

地 域

問題発生

- ・不審者が出没
- ・空巣被害発生 など



防犯パトロール

- ★地域の人間関係が構築
- ・パトロール隊を結成しパトロール活動を開始
- 散歩のついでに
- ・ランニングのついでに
- ★防犯相談(※2)
- 市から防犯グッズを借りる





実態調査

・今までやってきたことを振り 返り状況の変化を話し合う

対策の再検討

- ・パトロール方法の再検討
- ・ 啓発看板の設置依頼
- 防犯カメラの検討

実態調査

- ★地域の現状について話し合う
- ・地域のコミュニケーション状況 (人間関係ができているか)
- ・地域活動の状況 (地域の活動が盛んであるか)
- ★危険個所の把握
- ・不審者が出そうな場所
- ・見通しの悪い場所
- ・空き家の把握

具体的な対策

- ★コミュニケーションの醸成
- ・地域の親睦や交流の促進
- ・地域と学校の連携
- ・老人会、子ども会等の協力
- ★地域活動の活性化
- •清掃活動
- 花壇づくり
- ★危険な場所の対策
- ・草刈り、剪定を行い見通しをよくする。
- ・注意看板などの設置
- ・空き家の状況調査
- ★情報収集(※1)
- ・市からの防犯情報
- ・地域住民からの情報

市

情報共有(※1)

- 防犯情報の共有
- ・ネットワークの団体登録 (市に情報提供できる)
- ・防犯メールの配信

防犯相談(※2)

- ・グッズ貸出 (腕章、タスキ、キャップ、 ベスト等)
- ・パトロール





ポイント

- •地域住民の意識改革
- ・人間関係づくり
- ・地域をきれいにする
- •危険個所の把握

ポイント

- ・この時点で問題発生時点から改善されていると思われます。
- ・もしも改善されなかった場合 は対策の再検討へ

注意! 不審者出没



防犯カメラの設置を検討する事例

※このフローは、防犯カメラ設置の促進をしているものではありません。 ※防犯カメラをつけざるをえない状況であるかどうか地域で話し合うことが重要です。



地域の意見の整理

- ・話合いを抜きにして、いきなり防犯カメラの是非を 問うことは避けましょう。
- ・防犯カメラをつけざるをえない状況であるかどうか地域で良く話し合いましょう。







話合いのポイント

- ・全住民へアンケートや情報提供
- ·個人情報保護
- ・費用(初期投資や維持管理費)
- 耐用年数後の整理
- 設置場所の確保
- ・役員選出が必要(設置管理者)
- 立ち止まることも必要です。



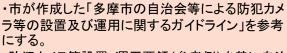
〇〇総会

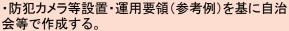


最終判断のポイント

- ・設置について賛成派と反対派の対立を解くことは 非常に難しいため、設置をする場合は圧倒的多数 の合意と反対者の理解・共感が必要です。単純に 多数決などで決めることは避けましょう。
- ・強行採決は、絶対に行ってはいけません。







・設置場所の管理者から占用許可を取る(市の管理する占用許可は、自治会等に許可が下りないため、防犯カメラ設置協議会と連携が必要です)

※市からの補助金はありません。





多摩市の自治会等による防犯カメラ等の設置及び運用に関するガイドライン【解説付】

1 目的

本ガイドラインは、個人情報の保護の観点から自治会・管理組合・町会等が防犯カメラ等を設置する際に配慮すべき具体的な内容を取りまとめたものです。防犯カメラ等を設置し、又は設置しようとしている団体等が、このガイドラインを参考として、適切な設置と運用を図ることを目的とします。

【解説】

多摩市では、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、平成20年10月に、「多摩市犯罪のない安全なまちづくり条例」を施行し、この条例の制定を契機に、関係団体や防犯ボランティアの皆さんと共に犯罪抑止を始め、さまざまな活動に日々取り組んでいます。

防犯カメラ等は、犯罪発生後の捜査に有効なものとして犯人の検挙に大きく貢献し、現 在では、金融機関、商業施設、駅、駐車(輪)場などに防犯カメラ等が設置されています。

しかし、その効果が認知される一方で、個人情報保護については、不特定多数の方々が利用する公共交通機関や繁華街と少数の人が通行する住宅街などに設置されている場合とでは、大きく変わってくるかと思います。

このように、犯罪捜査には有効でも設置する場所によっては、個人情報保護の配慮等の問題があり、この2つを両立することは非常に難しい問題であるため、多摩市では、防犯カメラ等について、「犯罪抑止効果」と「住民のプライバシーの保護」との調和を目的として、防犯カメラ等の設置及び利用に関するガイドラインを制定しました。

ガイドラインの対象は、自治会等が公共空間に設置する防犯カメラ等としていますが、 個人や事業者などの方々が防犯カメラ等を設置するときの参考にもしていただければと思 います。

2 定義

(1)防犯カメラ等

犯罪抑止を目的として、特定の場所に継続的に設置されるカメラ等で、かつ、画像を 撮影し記録する機能を有するものをいう。

(2)公共空間

道路、公園、広場など誰もが自由に利用又は通行できる空間をいう。

(3)画像

防犯カメラ等により撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

【解説】

このガイドラインにおける防犯カメラ等とは、犯罪抑止を目的として、特定の場所に継続的に設置されるカメラ等で、かつ、画像を撮影し、記録する機能を有するものとします。

また、画像とは、防犯カメラ等により撮影又は記録されたものであって、それによって 特定の個人を識別することができるものをいいます。

ガイドラインの対象となる防犯カメラ等は、自治会等が設置するカメラ等で、以下の3つの要件すべてに該当するものとします。

① 公共空間に継続的に設置するカメラ

道路、公園、広場など誰もが自由に利用又は通行できる空間に設置するカメラ等が対象となります。不特定多数の出入りが想定されないマンション、アパート等の共同住宅の内部、事業所・工場の敷地内などを専ら撮影している場合については、このガイドラインの対象となりません。

なお、イベントなどで一時的に設置するカメラについても、このガイドラインの対象 となりませんが、ガイドラインの目的に照らして慎重に取り扱う必要があります。

② 犯罪抑止を目的として設置するカメラ等

施設管理、事故防止、防火、防災という目的のカメラ等であっても、犯罪抑止を副次 目的として公共空間に設置するのであれば、このガイドラインの対象となります。

③ 画像記録機能を備えているカメラ等

表示機能のみを備えるカメラ(モニター)については、このガイドラインの対象とはなりませんが、ガイドラインの目的に照らして慎重に取り扱う必要があります。画像が記録されない場合は、録画記録が流出したり、悪用されたりすることがないので、対象となりません。ただし、記録装置がないカメラでも、モニターから知り得た情報をむやみに漏らしてはなりません。

3 管理体制

(1)管理責任者の指定

市内の公共空間に防犯カメラ等を設置及び運用しようとする自治会等(以下「設置者」という。)は、その適切な管理を図るため、防犯カメラ等の管理責任者(以下「管理責任者」という。)を指定するものとする。

(2)取扱者の指定

管理責任者は、防犯カメラ等、モニター又は記録装置を設置する場合は、その機器の操作や画像の視聴を行う取扱者(以下「取扱者」という。)を指定するものとする。この場合、取扱者は、管理責任者とは別の者を指定し、管理責任者及び指定された取扱者以外の者は機器の操作や画像の視聴をしてはならない。

【解説】

「設置者」は、防犯カメラ等及び画像を適切に管理するために、「管理責任者」を指定します。「管理責任者」とは、自治会等(町内会、組)の長など、防犯上必要な業務を適切に遂行できる立場にあり、防犯カメラ等及び画像の管理運用を行う者をいいます。

「管理責任者」は、機器の操作や画像の視聴を行う「取扱者」を指定し、「管理責任者」 及び「取扱者」以外の者は操作や視聴をしてはなりません。また、「取扱者」には、迅速な 対応が取れることと、防犯カメラ等の取り扱いの責任の所在を明確にするため、原則として「管理責任者」とは別の者を指定してください。

4 防犯カメラ等の設置及び運用

(1)設置及び運用の制限

ア 設置者は、防犯カメラ等の設置及び運用に当たって、犯罪抑止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、設置箇所及び撮影範囲を必要最小限に定めるものとし、特定の個人又は物を遠隔操作等で継続して追跡撮影を行わないものとする。

イ 特定の住宅が映りこむ場合は、その所有者・居住者などの同意を得るよう努める 外、場合によっては、その住宅をマスキング処理するなどし、プライバシーの配慮 を行なうものとする。

(2)設置の明示

設置者は、防犯カメラ等の設置及び運用に当たって、設置区域の出入口やその区域内 の見やすい場所に、防犯カメラ等を設置していること及び設置者名や連絡先を分かりや すく明示するものとする。

(3)設置の許可等

ア 設置に当たっては、防犯カメラ等を設置しようとする地域の住民の同意を得るもの とする。

イ 設置に当たっては、防犯カメラ等を設置しようとする公共空間の管理者の許可を得るものとする。

【解説】

防犯カメラに等よる撮影の範囲は、設置目的(犯罪の抑止等)を達成するために必要な 範囲にとどめます。これは、撮影される人の権利利益を侵害しないようにするためのもの で、カメラ等の台数、設置場所、個々のカメラ等の撮影範囲などが、必要最小限となるよ う十分な検討と配慮が必要であり、特定の住宅が映りこむ場合は、その所有者・居住者な どの同意を得るか、その住宅をマスキング処理するなどし、プライバシーの配慮を行なっ てください。

防犯カメラ等の設置者は、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラ等を設置している ことを分かりやすく表示します。なお、カメラ等ごとに個別の設置表示を行うことが望ま しいです。

また、新たにカメラ等を設置するときは、掲示板等により、その旨を掲示するなどして、 事前の周知に努めてください。

設置を表示することは、犯罪を抑止する効果を高めることにもなります。

また、表示には、設置者も合わせて記載し、市民等からの苦情や問い合わせに対応するといった配慮が必要です。

なお、設置に当たっては、地域の住民の同意を得るのはもちろんのこと、設置する場所

5 画像の取扱い

(1)秘密の保持

設置者、管理責任者及び取扱者(以下「設置者等」という。)は、防犯カメラ等の画像から知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとする。また、その職を退いた後も同様とする。

(2)画像の利用及び提供の制限

設置者等は、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ア 法令に基づく場合。
- イ 捜査機関から犯罪・事故捜査目的による要請を受けた場合。ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書によるものとする。
- ウ 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合。
- エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人の合理的な請求に基づき本人 に提供する場合。

(3)画像の閲覧・提供時の身元確認

設置者等は、画像の閲覧・提供に当たっては、相手先に身分証明書の提供を求める等 身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像の内 容等を記録するものとする。

(4)画像の適正管理

設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損、流失及び改ざんの防止等その他の画像の適 正な管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

- ア 画像を保存する場合には、当該画像を正当な理由なく加工してはならない。
- イ 画像の記録された媒体(DVD、ハードディスク等をいう。以下同じ。)は、防犯カメラ等の設置者等があらかじめ定めた防護された場所で厳重に管理し、5(2)に定める場合を除き、外部への持ち出し、転送及び複写をしてはならない。
- ウ 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で、必要最小限度の期間(最大1箇月)とする。
- エ 画像は、5 (4) ウに定める保存期間が終了した後、直ちに消去するか、上書きにより消去する。
- オ 画像の記録された媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破砕、 裁断等の処理又は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。 また、廃棄の日時、方法等を記録しておくものとする。

【解説】

画像には、被写体となった多数の人物の容ぼうや無意識な言動や行動などといった個人

情報が含まれていることから、その取扱いについては、慎重を期すべきであり、画像の加工、知り得た情報の漏えい及び当該目的の範囲を超えた利用や提供をしてはいけません。 また、設置者等でなくなった後においても、知り得た情報はむやみに漏らしてはいけません。

防犯カメラ等の画像の視聴は、原則としてできません。また、画像を取出すことや、外部に提供することは禁止します。ただし、以下の5つの場合に限り、例外的に画像を目的外に利用し、又は提供することができます。

なお、その場合は画像の目的外利用や提供に応じるかどうかは、最終的には、設置者等が、提供等にいたる経緯や、録画された画像の状況等を踏まえ、妥当性を十分検討して、 責任を持って対応してください。

ア 法令に基づく場合

弁護士法第23条の2第2項に基づく弁護士会からの照会、裁判所からの文書提出命令 (民事訴訟法第223条)、裁判官が発する令状に基づく場合など。

イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合。ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書による。

文書とは、刑事訴訟法第197条第2項に基づく「捜査関係事項照会書」などをいい、 捜査機関が犯罪捜査を目的としたことを明らかにした公文書であれば足り、書式等を指 定するものではありません。捜査機関から文書を求めることは、迅速な捜査に支障を及 ぼし、犯人逮捕が遅れる可能性もありますが、個人に関する情報であることから、提出 に当たっては、より慎重を期するべきであり、記録を明確にしておくためにも文書によ る依頼に基づくことが必要です。

ウ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合

行方不明者の安否確認や災害発生時の被害状況を情報提供等する場合や、犯罪、事故 等から個人を守るため、時間的余裕がなく、画像の目的外利用・提供を行う以外に適当 な手段がない場合などです。

エ 本人の同意がある場合

本人の請求に基づき、本人に提供する場合

自分の映っている情報である画像を確認させて欲しいという本人の申し出があった場合などは、客観的に提供することが妥当と認められる場合です。

例えば、警察からの捜査などに自身の行動を証明するため。など

また、アからエのいずれかに該当し、閲覧・提供する場合、設置者等は、相手先や日時、理由等を記録しておきます。

画像の管理については、記録媒体の小型化や記憶容量の増大、画像のデジタル化などが進んでおり、画像の持ち出しや複写、加工が容易な状況になっていることから、防犯カメラ等の設置者等は、個々の状況に応じて以下の点に留意し、厳重な管理を行います。

ア 画像を保存する場合には、当該画像を正当な理由なく加工してはならない。

- イ 画像の記録された媒体 (DVD、ハードディスク等をいう。以下同じ。) は、防犯カメ ラ等の設置者等があらかじめ定めた防護された場所又は施錠設備のある強固な金属製ボ ックス内に収納して厳重に管理し、前記①から⑤のいずれかに該当する場合を除き、外 部への持ち出しや転送及び複写をしてはならない。
- ウ 画像の保存期間は、防犯カメラ等の設置目的にしたがって、最大1箇月以内で必要最 小限度の期間とする。
- エ 画像は、上記の保存期間が終了した後、直ちに消去する。

上書きにより消去とは、DVDやハードディスクではファイル削除あるいは初期化等によって、ビデオテープでは上書き録画によって、前の画像を消去することです。

オ 画像の記録された媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破砕、 裁断等の処理又は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。

この復元不可能な消去方法とは、ハードディスクなどの記録媒介を物理的に破砕、裁断等ができない場合は、当該記録媒体に記録された画像情報を専用のソフト等により復元不可能にするなど、確実に消去することです。

6 苦情等への対応

設置者等は、当該防犯カメラ等の設置及び運用に関する苦情や問い合わせを受けたと きは、誠実かつ迅速に対応するものとする。

【解説】

防犯カメラ等の設置及び運用については、市民の皆さんからいろいろな意見や苦情、防 犯カメラ等の画像から識別される本人から写りこんでいることの確認などの問い合わせが 出された場合に、設置者等が真摯に受け止め、誠実かつ迅速に対応することが必要です。

また、対応の際には、設置者等は、必要に応じて調査、検査等を行い、苦情の趣旨、内容に即した解決に努めることが大切です。

7 個人情報の保護に関する法律の厳守

防犯カメラ等により撮影又は記録された画像は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の個人情報に該当する可能性があることから、自治会等が個人情報を取り扱う場合は、このガイドラインのほか、同法の規定に基づき、適正に取り扱うものとする。

【解説】

防犯カメラ等で撮影された画像も、それによって個人の識別ができる場合は個人情報に該当します。自治会等は、多摩市個人情報保護条例(平成11年条例第1号)第2条第2号に定める「実施機関」には該当しませんが、取り扱う個人情報のデータ量によっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第3項に定める「個人情報取扱事業者」として同法の適用を受ける可能性があります。

したがって、画像(個人情報)の取扱いに関し、このガイドライン及び設置・運用要領における解釈に疑義が生じたときは、このガイドラインに定めのあるもののほか、個人情

報の保護に関する法律のその他の個人情報保護法制の規定に基づいて判断します。

8 設置・運用要領の策定

設置者等は、防犯カメラ等の設置及び運用が適正なものとなるよう、このガイドラインに基づいて設置・運用要領を策定するものとする。

【解説】

防犯カメラ等の画像の管理や運用を適正に行っていくために、設置・運用要領の策定が必要です。設置者の皆さんは、それぞれの設置環境や利用形態に合わせて、以上の1から7までの項目を盛り込んだ設置・運用要領を作成してください。

作成に当たっては、この解説書の最後にある「防犯カメラ等の設置・運用要領(参考例)」 を参考にしてください。

9 取扱いの周知徹底

設置者は、管理責任者及び取扱者に対して、このガイドライン及び自ら定める設置・ 運用要領において、画像の適正な取扱いについて、周知徹底を図るとともに、定期的か つ必要に応じて研修会を実施するなど適切な指導を行うものとする。

【解説】

設置者は、管理責任者や取扱者にこのガイドライン及びこの内容を踏まえて自らが作成 した設置・運用要領に基づき、画像の適正な取扱いについて指導を徹底し、設置・運用要 領を遵守させます。

具体的には、必要事項の一覧表を操作室内に掲示するなど正しい運用ができるよう周知 したり、管理責任者や取扱者が交代した場合は、必ず研修会等を実施し、防犯カメラ等の 適切な運用が維持できるようにすることなどです。

10 業務の委託

設置者は、防犯カメラ等の管理業務を委託する場合は、このガイドライン及び自ら定める設置・運用要領の遵守を委託条件にするなど、受託者において防犯カメラ等の適正な運用が行われるように努めるものとする。

【解説】

設置者は、防犯カメラ等の管理業務を委託する場合は、受託者にも設置者と同様にガイドラインと設置・運用要領を遵守させる必要があります。

例えば、委託契約書の中にこのガイドラインと設置・運用要領を盛り込み、定期的に運用状況を報告させることなどが挙げられます。

11 保守点検

設置者等は、防犯カメラ等が適正に作動するよう、定期的に保守点検を行うものとする。 また、パソコンで防犯カメラの画像を取り扱う場合は、パソコンのコンピュータウイル ス対策に十分な配慮をするものとする。

【解説】

設置者等は、定期的に防犯カメラ等が適正に動作しデータが記録できるかといった保守

点検や、画像データを扱うパソコンがコンピュータウイルスに感染し、データの流出事故 につながらないように、ウイルス対策ソフトを定期的に更新するなど、必要な対策を行う 必要があります。

○○(団体名を明記) 防犯カメラ等設置・運用要領(参考例)

1 目的

この運用要領は、〇〇(団体名を明記)(以下「設置者」という。)が犯罪抑止を目的として設置した防犯カメラ等及びこれにより撮影し、又は記録した画像データ等(以下「防犯カメラ等」という。)の管理に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な設置と運用を図ることを目的とする。

2 定義

防犯カメラと等は、犯罪抑止を目的として、不特定の者が利用する特定の場所(多摩市地区名番地等)に常設する画像撮影機器で記録の機能を有するものをいう。

3 管理責任者等

- (1) 設置者は、防犯カメラ等の適正な運用を図るため、防犯カメラ等管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとする。
- (2) 設置者は、管理責任者を補佐するとともに、防犯カメラ等の取扱いを行わせるため、管理責任者とは別に、防犯カメラ等取扱者(以下「取扱者」という。)を置くものとする。
- (3) 管理責任者及び取扱者(以下「管理責任者等」という。)以外の者は、防犯カメラ等の操作及び画像の視聴をしてはならない。

4 管理責任者等の責務

- (1) 管理責任者等は、防犯カメラ等の適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、自己の画像を収録された者の権利の保護を図らなければならない。
- (2) 管理責任者等は、防犯カメラ等によって撮影された画像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 防犯カメラ等の設置及び運用

防犯カメラ等は、次に定めるところにより設置及び運用されなければならない。

- (1) 撮影対象区域を必要最小限の範囲とし、特定の住宅が映りこむ場合は、その所有者、居住者等の同意を得るよう努めるものとし、必要に応じてマスキング処理するなどの方法により、プライバシーの配慮を行うものとする。
- (2) 防犯カメラ等が設置されていること及び設置者の名称・連絡先を、防犯カメラ等の 設置場所等に明確かつ適切な方法で表示すること。
- (3) 画像の外部への漏えい等を防止するため所要の安全対策を講じること。
- (4) 特定の個人又は物を遠隔操作等で追跡して撮影を行わないものとする。

6 記録した画像等の管理

画像及び画像を記録した媒体(以下「記録媒体」という。)等は、次に定めるところにより管理されなければならない。

- (1) 正当な理由のない画像の加工や複写を行わないこと。
- (2) ○○ (保管場所明記) (記録媒体を施錠のできる保管庫等) に保管し、盗難及び散逸の防止に努めること。
- (3) 画像の保管期間は、〇週間(最大1箇月以内)までとし、当該保管期間を経過した 後は、確実な方法により、速やかに画像を消去し、又は記録媒体の破砕等の処理を行 うこと。ただし、法令等に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を 受けた場合は、この限りでない。
- (4) その他画像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。

7 画像及び記録媒体の提供の制限

画像及び記録媒体の内容は、これを提供してはならない。ただし、次の各号のいずれ かに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令等に基づく場合。
- (2) 捜査機関から犯罪・事故捜査目的で要請を受けた場合。ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書によるものとする。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合。
- (4) その他、設置目的に照らし必要と認められる場合で、かつ画像から識別される特定 の個人(以下「本人」という。)の同意があるとき。
- (5) 本人の合理的な請求に基づき、本人に提供する場合。

8 提供記録の保存

設置者は、前条の規定に基づき画像の提供を行うに当たっては、提供を行った日時、相手先、その請求の目的・理由、提供をした画像の内容を記録するものとする。

9 苦情処理

設置者は、本人又は住民等から防犯カメラ等の運用に関する苦情を受けたときは、速 やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

10 個人情報の保護に関する法律の厳守

撮影又は記録された画像は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の個人情報に該当する可能性があることから、多摩市の自治会等による防犯カメラ等の設置及び運用に関するガイドラインのほか、同法の規定に基づき、適正に取り扱うものとする。

11 取扱いの周知徹底

設置者は、管理責任者等に対して、画像の適正な取扱いについて、周知徹底を図るとともに、定期的かつ必要に応じて研修会を実施するなど適切な指導を行うものとする。

12 業務の委託

設置者は、防犯カメラ等の管理業務を委託する場合は、設置・運用要領の遵守を委託 条件にし、受託者において防犯カメラの適正な運用が行われるように努めるものとする。

13 保守点検

設置者は、防犯カメラ等が適正に作動するよう、定期的に保守点検を行うものとする。 また、パソコンで防犯カメラ等の画像を取り扱う場合は、パソコンのコンピュータウイルス対策に十分な配慮をするものとする。

14 その他

この要領に定めのない事項については、設置者が定める。

附則

この要領は、 年 月 日から施行する。

フリガナ

申請者名

〇〇〇自治会防犯カメラ映像データ提供申請書

甲硝有名							
申請者住所 連 絡 先	(〒 電話番号(-	_)		
申請理由・目的 (具体的に)	口 自己の)映像データ 	7の開示				
映像データ提供日時	年		日 (日 ()	時 時	分から 分まで	
※ 太枠内を記	※ 太枠内を記入してください。						
受付年月日	年	月	月()	時		
受付者名							
協議日	年	月	目()	時		
協議内容要点							
提供可否	提供	、 可			提供	否	
理由							
決 定 内 容 確 認 協議者名 (管理者他)	管 理 者						

- パブリックコメント(意見募集)
 1. 概要口
 2. 実施期間口 平成30年8月20日~平成30年9月20日
 3. 寄せられた意見7人(方法別内訳:意見箱への投函5人、電子申請2日と)、38件、内容は以下のとおり。

一連番号	質疑·指摘	理由	市の考え
1-1	プライバシーを守るための、カメラにより取得された画像および動画の取扱いについての記述を追加する。	「4 防犯カメラ等の設置及び運用」や「5 画像の取扱」の項に、ポリシーに相当するものはあるが、① それをどう徹底するのか、② 意がある者がそれをできないよう、どう仕組みを作るのか、といった点がない。	本ガイドラインはあくまで一つの指針として御提案させていただくものですので、ご指摘の事項など、具体的な運用のルールにつきましては、各自治会において、要領等を策定される際に御検討いただきたく存じます。
2-1	「8 設置・運用要領の策定」内に「なお、取扱者を保護するため取扱者の氏名は公表しない。」ということを明記する。	加害者または被害者などはビデオなどによる現場視聴者の氏名を知りたがる可能性は大きく、自治会長等に取扱者を問い合わせることが想定されます。自治会、取扱者または被害者から、取扱して上でいないないと回答のことが明記されていないと回答のことが明記されていないと回答でしまい、加害者または被害者等不利益を被った者からの嫌がらせなどにより取扱者になる者がいなくなる可能性があります。	取扱者、業務の受託者は、プライバシー情報を取り扱うという点で、責任をもって、その業務に取り組んでいただく必要がありますので、氏名等につきましても必ずしも非公表とすべきとはいえないものと考えます。この点について実際にどのような運用をされるかは、各自治会において、要領等を策定される際に御検討いただきたく存じます。
2-2	「10 業務の委託」内に、「なお、一般の方からの取扱者公表の問い合わせに対しては指名等を公表しないものとする。」ということを明記すること。	加害者または被害者などはビデオによる現場視聴者の氏名を知りたがる可能性は大きく、委託先に取扱者を問い合わせることが想定されます。加害者または被害者等不利益を被った者は、自治会長に取扱者の適正を証明するよう迫るでしょうし、委託先の選定について自治会に苦情を申したてる可能性があります。このような事態になると業務の委託が困難となる可能性があります。	同上
3-1	「1 目的 防犯カメラ等は、犯罪抑止に役立つものとして、市民の関心も高まりつつありますが」を必要最小限の記述にする。	安全で安心なまちづくりに防犯カメラが必要なのは商店街など繁華な 街か極端に人通りが少ない危ない 通りで、個人のプライバシー権を侵害するリスクのある自治会では犯罪発生後の捜査には有効であっても犯罪抑止にどれほどの効果があるかは分からないため。	ご指摘の記載について削除させていただきます。
3-2	「4 (3)設置の許可等のア"・・・地域 の住民の同意を得るものとする"」とあるが、住民の同意はどのように得るのか。	住民の同意をどのように得るのかについて、例えば多数決できめていいのか、三分の二の会員の同意を必要とするのかは"ブライバシー権"への配慮も関わってくるので難しい問題である。そもそも個人権にかかわる問題を自治会という大切な人権にもあいまいなところで規制することとに、とくに6苦情への対応、で訴訟でもなったらどうするのか等、考ではすまないのではないか。自治会では無理な気がする。	防犯カメラ等の設置場所、録画範囲によって、個別の事例ごとに同意を得るべき住民の範囲も様々であると思われます。したがって、その設置場所、態様ごとに、ご検討いただくほかないといわざるを得ませんが、できる限り丁寧な御対応をいただくことが必要であると考えます。
3-3	長が責任を負う多摩市の条例として策	「設置者」は自治会、「管理責任 者」は自治会等の長が想定されているようですあるが、「管理責任 者」の責務は重く、"取扱者の指 定"や5、画像の取扱(1)秘密の保 持(4)画像の適正管理6、苦情へ の対応等々、とても1年あるいは 2、3年で交代する自治会役員で は対応しかねるのではないかと考 える。設置や訴訟になったときの 経費等の自治会の経済的な負担 を考えるとなおさらの感がする。	当市といたしましては、防犯カメラの導入、設置は、自治会の皆様、さらには市民の皆様の自主的な御判断に委ねるべき事項であると考えておりますので、現時点におきましては条例の制定について検討はしておりません。

4-1	ガイドラインではなく条例とし、自治会が防犯カメラを設置したときは市に届けるようにして、市が設置状況を把握し、運用に問題があったり市民からの苦情に設置者が適切に対応しないときには、市・市長が設置者に報告を求めたり、指導ができるようにする。	自治会のような、繁華街ではない 住宅地域の、しかも公道等に防犯 カメラを設置する場合には、人権に ついての細心の配慮が必要であ 上、責任が伴うことを防犯カメラの 設置関係者に示す必要があるた め。	本ガイドラインはあくまで市民の皆様が防犯カメラ等を設置される際に遵守いただきたい事項を参考としてお示しするものにすぎませんので、指導権限を定めることはできないものと考えております。また、現時点におきましては条例の制定について検討はしておりません。
4-2	1 目的の1~2行目 「防犯カメラ等は、犯罪抑止に役立つも のとして、市民の関心も高まりつつあり ますが、一方で、プライバシーが侵害さ れるのではないかといった不安を感じ る人もいます。」を削除する。	根拠のあいまいな事を、冒頭にくど くど言う必要はない。無い方が 色々な意味ですっきりする。	ご指摘の記載について削除させていただきます。
4-3	1 目的の5~6行目「・・・を参考として・・・」を「・・・に沿って・・・」に修正する。	採っても採らなくても良いという ニュアンスのある「参考」をやめ て、もう少し積極的な姿勢を示す言 葉にしていただきたい。	実際の運用方法につきましては、各自治会の皆さまの自主的な討議、決定に委ねるべきものであると考えておりますので、本ガイドラインについてもあくまで参考としてお示しするものです。
4-4	1 目的の「解説」の12~13行目 「・・・公共空間の安全を見守る・・・」を 削除する。	「解説」部分に防犯カメラを賛美するような表現が多い。市は設置を推進したくてガイドラインを作ったのではないはず。余計な修辞をしないでいただきたい。	ご指摘の記載について削除させていただきます。
4-5	1 目的の「解説」の19~20行目 「このガイドラインにより・・・目指しま しょう。」を削除する。	余計だ。なくて十分。無い方がすっ きりする。	ご指摘の記載について削除させていただきます。
4-6	3 管理体制の(1)管理責任者の指定の3行目「を指定するものとする」「を自治会等設置者の中で指定するものとする。」に、加筆修正する。	管理・責任を他の組織に丸投げする危険があり、そんなことでは、設置者である自治会が責任をしっかり取れるわけがない。もちろん「解説」の中で触れているが、本文にきちんといれるべきだ。	本ガイドラインは一つの指針をお示しするものに過ぎませんので、実際の 選定方法については、各自治会の皆様にて御判断いただきたく存じます。
4-7	4 防犯カメラ等の設置及び運用の(1) 設置及び運用の制限のイ「・・・同意を 得るように努める外、・・・」 「ように努める」を削除し「・・・同意を得 る外、・・・」と修正する。	同意がなくては、個人のプライバ シーなど守られない。得られなけ れば他の防犯方法を検討すべきで あろう。	本ガイドラインは一つの指針をお示しするものに過ぎませんので、実際に 設置を行うか否かにつきましては、各自治会の皆様にて御判断いただきたく 存じます。
4-8	を得るものとする。」		ご指摘の通り、プライバシー保護の見地から、設置にあたっては関係住民のみなさまへの丁寧な御説明、同意の取得が必要であると考えております。もっとも「同意」と「十分な同意」に明確な差異があるとはいいがたく、原文のままとさせていただきます。
4-9	5 画像の取扱の(2)画像の利用及び 提供の制限のイ「(ただし、捜査機関 が・・・ものとする)」 ()をはずし、中身はそのまま残す。句 点を入れて文を整える。「解説」の所も 同じ。	文書による事は、非常に大事なのに、何故カッコに入れる扱いにするのか。気がしれない。間に合わないとか言い訳するかもしれないが、警察捜査との関係は、とても大事な箇所である。文書によらなければならない。	この括弧書きにつきましては、本文とただし書きの部分を明確に区切るためのものにすぎませんので、ご指摘のような懸念はないものと思料しますが、ご指摘をうけて削除いたします。
4-10	5 画像の取扱の(2)画像の適正管理のア「・・・当該画像を正当な理由なく加工しては・・・」「正当な理由なく」を削除する。	画像の保存の際の加工は許されないと考える。削除しないのであれば「正当な理由」の具体的な事を示さなくてはならないはずだ。	プライバシー保護の観点から、むしろ画像を加工すべき場合もあろうかと 思われますので、必要な留保であると考えております。
4-11	5 画像の取扱の(4)画像の適正管理のウ「画像の保存期間は・・・必要最小限度の期間(最大1箇月)とする」「画像の保存期間は・・・必要最小限度の期間(最大2週間)とする」に修正する。	他市の例などを参考にしても、2週間で良いと考える。	実際の保存期間につきましては、各自治会において要領を作成される際 にご検討いただきたく存じます。
4-12	6 苦情への対応 「設置者は・・・対応するものとする。」 「・・・ものとする。」の後に加筆し、「設置者は・・・対応するものとする。設置者 が対応しない時は、市長・市は申し出 に応じて、設置者に対応を促したり、指導をすることができる。」		本ガイドラインはあくまで市民の皆様が防犯カメラ等を設置される際に遵守いただきたい事項を参考としてお示しするものにすぎませんので、指導権限を定めることはできないものと考えております。

	I	T	In .
4-13	「参考例」と「申請書」については、上記の意見に係わる箇所は、それに準じて削除・修正する。		同上
5-1	「1 目的」では「防犯カメラ等は、犯罪抑止に役立つ」と、条件なしで述べられている。その部分を、「金融機関、商業施設、駅、駐車(輪)場など」に限定してほしい。	「少数の人が通行する住宅街」については、犯罪抑止効果についてはまだまだ事例が少ないと思います。	ご指摘の記載について削除させていただきます。
5-2	「市民の関心も高まり」については疑問 が残る。	2丁目の防犯カメラ設置提案は、 住民の「関心の高まり」から生まれたものではない。多摩・稲城防犯カメラ設置推進協議会の働きかけで始まった。かえって、住民の中に「監視カメラ」への不安を引きだした。	ご指摘の記載について削除させていただきます。
5-3	「1目的」の解説の末尾の「このガイドラインにより、プライバシー等に配慮しながら、防犯カメラ等の設置を進めていただき、さらに安全で安心なまちづくりを目指しましょう」の部分は書き直しをお願いする。	この表現では、多摩市が自治会を とおして「防犯カメラによる安全・安 心なまちづくり」を推進する意思表 明になるからである。市の姿勢は、 「防犯カメラを設置したい自治会 は、このガイドラインにもとづいて 設置してください」程度にすべきで はないか。	ご指摘の記載について削除させていただきます。
5-4	「4防犯カメラ等の設置及び運用」で、「ア防犯カメラを設置しようとする地域の住民の同意を得るものとする」とある。「同意」の形成過程は、慎重の上にも慎重を期さなければならないことを明記してほしい。	治会総会において単純多数で決めたり、強行採決したりするなど	防犯カメラの設置をするにあたり慎重な検討を要することは、ご指摘のとおりです。もっとも、実際の審議の方法につきましては、各自治会の皆様の御判断に委ねるべき事項であると考えております。
5-5	新たな項目として「ウ設置に当たっては、防犯カメラを設置しなければならないほど犯罪が多発していること、防犯カメラ以外に有効な方法がないことなどを条件とする」ということを明示してほしい。		ご指摘につきましては、各自治会において、実際にカメラの設置の要否、設置場所をご御審議頂く際に、検討いただきたく存じます。
5-6	新たな項目として「エ設置に関しては、 市に届け出る。市の助言・指導に従う」 旨も付け加えてほしい。	市への届出を義務付ければ、市が 関与して専門的な指導・助言をお こなうことができる。ガイドラインだ けではなく、条例も必要になると思 う。	本ガイドラインはあくまで市民の皆様が防犯カメラ等を設置される際に遵守いただきたい事項を参考としてお示しするものにすぎませんので、指導権限を定めることはできないものと考えております。また、現時点におきましては条例の制定について検討はしておりません。
5-7	やむをえない場合の「住宅街における 公共空間」への設置は、自治会ではな く、市など自治体が設置すべきである。	高齢化する自治会、1年交代で役員が変わるような自治会に、防犯カメラの管理能力・苦情対処能力を求めることは厳しいと思う。	ご意見につきましては真摯に受け止めますが、当市としましては、住民自治の観点から、防犯カメラの導入の要否つきましては、各自治会の皆様の自主的な御判断に委ねたいと考えているところです。
6-1	られるときには指導等ができること。 3. 市民からの苦情に設置者等が適切	市、小金井市、狛江市などで条例を策定している。ガイドラインとしているのは八王子市だけのようである。条例ではその趣旨に従って防犯カメラが設置、管理運用されているかなど、設置者に報告を求め、違反があれば勧告、指導、是正、公表等ができ、場合によって	本ガイドラインはあくまで市民の皆様が防犯カメラ等を設置される際に遵守いただきたい事項を参考としてお示しするものにすぎませんので、指導権限を定めることはできないものと考えております。また、現時点におきましては条例の制定について検討はしておりません。

	T	T	誰の日きが必要からいる東西につきせ」では、記案されてエリニデリに東
6-2	4. 防犯カメラ等の設置及び運用(3)設置の許可等 ア 設置に当たっては、防犯カメラ等を設置しようとする地域の住民の同意を得るものとする。とあるが、どのように住民の同意を得るのか。少なくとも事前に掲示し住民に知らせる旨の内容を加えるべきである。設置しようとする自治会等の合意だけでなく、その公共空間を普段利用する他の地域住民へ告知し同意を得る努力を求める内容にしていただきたい。要領についても同様。		誰の同意が必要かという事項につきましては、設置されるカメラごとに事情が異なるものと思われ、ケースごとに自治会の皆様の御判断に委ねざるを得ないものと考えております。
6-3	5. 画像の取扱(2)画像の利用及び提供の制限 イ 捜査機関から犯罪・事故捜査目的による要請を受けた場合(ただし捜査機関が画像の提出を求める場合は文書によるものとする。)とあるが、()を削除していただきたい。要領も同様。	捜査機関側の要望が強くあるのであろうが、プライバシー保護の立場から「文書による。」とした部分が()書きではいろいろな解釈が発生する余地が生まれ、立場の弱い民間団体では警察からの文書によらない要請に抗しきれなくなる恐れがある。	この括弧書きにつきましては、本文とただし書きの部分を明確に区切るためのものにすぎませんので、ご指摘のような懸念はないものと思料しますが、ご指摘をうけて削除いたします。
6-4	5. 画像の取扱(2)画像の利用及び提供の制限 エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人の合理的な請求に基づき本人に提供する場合。という条文については問題がある。	認知症の方や幼児が行方不明になった場合にこの規定では家族は 画像の提供を受けられないことになると考える。	ご指摘のような事案については、捜査機関から画像提供の要請がされるものと思われますので、不都合はないものと思料します。画像の提供を受けられる者の具体的な範囲については、個々の自治会において要領等を策定される際に、ご検討いただきた〈存じます。
6-5	3 画像の閲覧・提供時の身元確認 設置者等は、画像の閲覧・提供に当 たっては、相手先に身分証明書の提供 を求める等身元の確認を行うとともに、 閲覧・提供を行った日時、相手先、目 的・理由、画像の内容等を記録するも のとする。とあるが、「防犯カメラ設置・ 運用要領(参考例)」にはこの記述が欠 落している。なぜか。要領に加えていた だきたい。	適切な管理運用にとって記録は大事である。	ご指摘に基づき、以下の通り8条を設けたいとます。 「設置者は、前項の規定に基づき画像の閲覧・提供を行うに当たっては、 閲覧・提供を行った日時、相手先、請求の目的・理由、閲覧・提供した画像 の内容等を記録するものとする。」
6-6	防犯カメラ等設置・運用要領(参考例) 3管理責任者等 3. 管理責任者及び取扱者(以下「管理 責任者等」という。)以外の者は、防犯 カメラ等の操作及び画像の視聴をして はならない。とあるが、管理責任者の 視聴も「保守管理の必要上等」に限定 すべきではないか。		ご指摘のとおり、「管理責任者等」につきましても合理的な理由なく、防犯カメラ等の操作、画像の視聴をすべきではないと考えます。このことは、管理責任者が防犯カメラ等の適正な運用を図るため選任されるものであること(3条1号)や、4条の管理責任者等の責務から当然に導かれる制限であると思料します。
7-1	1. 目的の項の「防犯カメラ等は、犯罪抑止に役立つものとして、市民の関心も高まりつつありますが、一方で、ブライバシーが侵害されるのではないかといった不安を感じる人もいます。」を削除	「市民の関心」というよりは「行政の関心」に思える。警察官や行政職員が参加した「聖ヶ丘・街頭防犯カメラ設置促進の集い」について、「自主防犯活動」と呼ぶことに疑問がある。また、多摩市と警察署の働きかけによって防犯カメラが設置されているにも係わらず、行政の関与がなかったような表現になっている。	ご指摘の記載について削除させていただきます。
7-2	1. 目的の項の「このガイドラインを参考として」の削除。解説欄も同じ。	「参考にして」という表現は、「多摩市役所の自治会へのお願いごと」という策定趣旨になっています。ガイドラインが、自治会が必ず守るべき最低限の「指針」として策定されなければ、「プライバシー等に配慮」の実現は難しいと考える。ガイドラインは「参考」ではなく自治会が設置する場合の必要条件として自治会に強く要請してほしい。	当市としましては、住民自治の観点から、防犯カメラの導入の要否、導入する際の詳細なルールにつきましては、各自治体の皆様の自主的な御判断に委ねたいと考えております。

		T	- ご指摘の記載について削除させていただきます。
7-3	解説の「公共空間の安全を見守る防犯 カメラ等について」の「安全を見守る」を 削除	日弁連では防犯カメラの公共の場所への設置には①将来犯罪が発生する高度の蓋然性、②犯罪罪予防効果が具体的に期待できるこれがシー権等の不利益が設置後に他行の大いた、④、監視カメラ設置よりもプライバシーをないこと、全しています。(「監視カメラに対する法的規制に関する意見イン(素案)は設置場所に関在的表で、「といます人の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	
		自治会設置の防犯カメラについて	ご指摘の記載について削除させていただきます。
7-4	解説「このガイドラインにより、プライバシー等に配慮しながら、防犯カメラ等のシー等に配慮しながら、防犯カメラ等の設置を進めていただき、さらに安全で安心なまちづくりを目指しましょう」を削除	は、市設置のカメラと違い、多摩市 の条例・規則の適用を受けない。 「さらに安全で安心なまちづくりを 目指しましょう」と呼びかけるには、 議会での審議を経て、条例・規則 のに位置づける必要があると考え る。	
7-5	4. 防犯カメラの設置及び運用(3)設置の許可等について「ア、「地域の住民の同意を得る」」手続きを明確にする。		誰の同意が必要かという事項につきましては、設置されるカメラごとに事情が異なると思われます。具体的には、設置されるカメラに特定の住宅などが移りこむ場合には、当該住宅所有者、居住者などの同意は必ず必要と思われますし、他方で、そのような事情がなければ、個別の同意までは必要のない事例もあろうと思います。 したがって、ケースごとに自治会の皆様の御判断に委ねざるを得ないものと考えております。
7-6	4. 防犯カメラの設置及び運用(3)設置の許可等について「イ、「設置する場所の管理者に、あらかじめ占用等の許可を得る」手続きを明確にする。		そのほかの物件につきましては、それを管理するそれぞれの団体ごとに申請手続が異なりますので、事案ごとに管理団体へのお問合せを頂きたいと考えます。

地域の防犯対策

「多摩市の自治会等による防犯力メラ等の設置及び運用に関するガイドライン(解説付)」 平成31年4月

発 行 多摩市総務部防災安全課 〒206-8666 多摩市関戸六丁目 12 番地 1 Tel 042-375-8111(代)